

令和8年度

あかいはねきょうどうぼきん  
**赤い羽根共同募金**  
じよせいきん  
**助成金ガイド**

住み良い町に 共同募金が応援します



社会福祉法人  
宇美町社会福祉協議会

赤い羽根共同募金助成金は、宇美町を暮らしやすい町にするために、日々活動されている皆様を応援するための助成金です。

助成金の財源は、昨年度に宇美町で集めた募金額をもとに配分されています。

募金という性質上、限られた財源の中で助成をおこないますが、少しでも皆様の活動のお役にたてれば幸いです。



高齢者サロン



学習支援



子育て支援



ボランティア



子ども食堂



高齢者福祉活動 福祉育成・援助活動 障がい児者・福祉活動  
児童・青少年福祉活動 ボランティア活動 等

◎助成金事業の年間スケジュール  
(詳しくはP 4募集要項をご覧ください)

申請様式配布  
(令和7年11月頃)



申込み  
助成金事業申請書の提出  
(令和7年12月)



審査  
(令和8年1月～3月)



選考結果通知  
(令和8年3月末)



助成金交付  
(令和8年7月)



活動報告  
助成金事業実施報告書の提出  
(令和9年4月末日までに提出)

# 令和8年度 赤い羽根共同募金助成金事業 募集要項

## 1 目的

この事業は、赤い羽根共同募金（以下「共同募金」という。）の趣旨に基づき、宇美町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、赤い羽根共同募金助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、地域福祉の推進に努める団体や宇美町内の福祉活動等に協力する小中学校及び高等学校（以下「福祉協力校」という。）を支援することを目的としています。

## 2 対象団体・学校

- （1）宇美町を拠点に地域福祉を推進する団体やボランティア団体で、構成員人数が5名以上、定款または規約・会則等を有する団体
- （2）町内の福祉協力校
- （3）その他、本会会長の認める地域福祉を推進する団体

## 3 対象事業

- （1）地域福祉を推進するための活動
- （2）高齢者を支援するための活動
- （3）障がい児・者を支援するための活動
- （4）児童健全育成を推進するための活動
- （5）その他、本会会長の認める地域福祉を推進するための活動

## 4 助成対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までに行う活動。

## 5 助成の種類・助成金額

助成の種類は、福祉活動を支援する「活動助成金」と、「備品購入助成金」があります。どちらの助成金も本会に配分された金額の範囲内での助成となりますので、申請の全額を助成できるとは限りません。応募多数の場合は、助成をこれまでに受けたことのある団体は、優先順位が低くなる場合がございます。

(1) 活動助成金 上限 5万円（毎年申請可）

対象：福祉関連団体・ボランティア団体・福祉協力校

その他の地域福祉を推進する団体

※ただし、新規立ち上げなど令和8年4月以降に申請された団体については、残りの月数に応じた活動費を助成（千円未満切り捨て）

(2) 備品購入助成金 上限 3万円（3年に一度申請可）

対象：福祉関連団体・ボランティア団体

その他の地域福祉を推進する団体

※助成金を初めて申請する団体においては、初年度に限り活動助成金と重複して申し込むことはできません。

## 6 募集期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）

申請書の様式は令和7年12月1日（月）より本会の窓口にて配布します。

ホームページからダウンロードもできます。

## 7 提出書類

別途様式に必要事項をご記入の上、本会にご提出ください。

(1) 活動助成金

①福祉関連団体・ボランティア団体

ア 団体一申請様式1

イ 団体一申請様式2

ウ 団体一申請様式3

エ 団体の参考資料（定款または会則、総会資料など）

②福祉協力校

ア 学校一申請様式1

イ 学校一申請様式2

ウ 当年度予算書・事業計画書（書式は任意）

(2) 備品購入助成金

ア 備品一申請様式1

イ 備品一申請様式2

ウ 団体の参考資料（定款または会則、総会資料など）

エ 見積書

## 8 選定方法、結果通知

申請内容について本会で審査・決定の後、助成団体を選定後すべての団体に結果を通知します。選考結果の通知は令和8年3月末です。

## 9 助成金の交付・周知

助成金の交付は、令和8年7月の予定です。助成金の受領後は、団体の機関誌やチラシ・ホームページ等で助成の交付を受けた活動であることを掲載し、共同募金の周知に努めてください。

## 10 事業完了後の報告

事業完了後は、別途様式に必要事項を記入の上、本会に提出してください。

ありがとうメッセージは、赤い羽根データベース「はねっと」のホームページ上に掲載されます。活動の写真は本会の広報誌やホームページ等で活用させていただきますので、掲載可能なものを提出して下さい。できるだけデータでの提出にご協力ください。

### （1）活動助成金

①福祉関連団体・ボランティア団体

ア 団体一報告様式1

イ 団体一報告様式2

ウ ありがとうメッセージ（400字以内）

エ 活動の写真

オ 助成を周知したことがわかるもの

②福祉協力校

ア 学校一報告様式1

イ 決算書・事業報告書（書式は任意）

ウ ありがとうメッセージ（400字以内）

エ 活動の写真

オ 助成を周知したことがわかるもの

## (2) 備品購入助成金

- ア 備品一報告様式1
- イ 備品一報告様式2
- ウ ありがとうメッセージ（400字以内）
- エ 領収書（写）
- オ 活動の写真
- カ 助成を周知したことがわかるもの

## 11 助成対象ではない事項

- (1) 政治・宗教・組合等の運動のための手段として行われるもの
- (2) 助成金以外の収入だけで十分な運営ができるもの
- (3) 営利目的のために行っているとみなされるもの
- (4) 人件費や家賃・光熱水費などの経常的な運営経費
- (5) 事業とは関係のない飲食費（打ち上げ、親睦会など）
- (6) その他、共同募金の趣旨に基づかないものとして本会会長が認めたもの

## 12 助成金の返還

助成金の使途について、申請された指定事業計画のとおり助成金を活用していないと判断した場合には、返還を求めることがあります。また、残額が生じた場合は、事業完了の報告時に返還してください。

Q 助成金事業とはどのような事業ですか？

A 赤い羽根共同募金配分金を財源として、町内で福祉活動を推進している団体や学校を支援することを目的とした事業です。

Q 申請期間以外での新規団体を立ち上げや、助成金事業を知った場合などは申請できませんか？

A そのような場合にもご利用いただけるよう、申請期間以外でも申請は可能です。ただし、申請日により年度内の活動月数が異なるため、助成額もそれに応じた金額になります。

(例) 令和8年6月に申請された場合、翌月7月から3月までの9ヵ月間となるため上限額5万円の9ヵ月分を助成。(千円未満切り捨て)

50,000円×4分の3=37,500円 助成額 37,000円

Q 活動助成金とは何ですか？

A 活動助成金は、P4 募集要綱3の対象事業を支援することを目的とした助成金です。申請の上限額は5万円で、毎年の申請が可能です。ただし、募金という性質上、宇美町社会福祉協議会に配分された金額の範囲内での助成となりますので、申請の全額を助成できるとは限りません。

Q 備品購入助成金とは何ですか？

A 備品購入助成金は、P4 募集要綱3の対象事業を行うにあたり、必要な備品購入（例：デジカメ・パソコン・プリンター・デスク・ユニフォームなど）を助成するものです。申請は上限額が3万円で、3年に一度備品を購入する際に申請が可能です。ただし、助成金を初めて申請する団体においては、初年度に限り活動助成金と重複して申し込むことはできません。

Q 助成金を全部使いきれない場合は？

A 助成金事業実施報告書を提出するときに返還していただきます。

Q 助成金事業実施報告書はいつまでに提出すれば良いですか？

A 活動助成金については、年度終了後、または事業完了後、備品購入費は購入後、速やかに報告を行ってください。また、助成金が残った場合は、報告時に返還して下さい。

- Q 講師謝金やお弁当代に使っても大丈夫ですか？
- A 事業計画に基づいた内容であれば、謝金や必要な飲食経費に使ってもかまいません。（打ち上げ費用等は×）
- Q どのような活動内容であれば申請できますか？
- A ボランティア活動、高齢者福祉活動、障がい児・者福祉活動、他にも地域福祉を推進する内容であれば申請できます。
- Q 福祉協力校での使いみちを具体的に教えてください。
- A 地域交流、奉仕・体験・清掃・挨拶・ボランティア活動・美化運動などに、児童・生徒が関わる内容であれば活用できます。学校で使うための車いす購入費なども可能です。
- Q 申請時と使いみちが変わってもかまいませんか？
- A 内容にもよりますので、必ずお問合せください。
- Q 助成金は振込みにはできませんか？
- A 振込手数料の経費削減のため、お手数ですが窓口にてお願いしています。
- Q ありがとうメッセージとは何ですか？
- A 感謝の気持ちをメッセージにするもので、赤い羽根データベースはねっとのホームページ上に掲載されます。活動時の様子や購入備品の写真などを添えて提出してください。写真はできるだけデータでの提出にご協力ください。
- Q 領収書の提出は必要ですか？
- A 備品購入費は必須とさせていただきます。
- Q 助成金事業の流れを教えてください。
- A 助成金ガイドの「P 3助成金事業年間スケジュール」をご覧ください。
- Q 宇美町社会福祉協議会の受付時間、場所、連絡先は？
- A 平日の8：30から17：00です。（年末年始は休み）  
宇美町宇美2丁目1-11 老人福祉センター内  
電話 931-1008 FAX 931-1009  
Eメール umi-shakyo@lily.ocn.ne.

助成団体・学校からのありがとうメッセージのご紹介（一部抜粋）



## ありがとうメッセージ



### 「宇美町スポーツ協会」

この度は、宇美町スポーツ協会主催「町民軽スポーツ大会」に助成していただきありがとうございました。今回の軽スポーツ大会ではボッチャとスカットボールを競技として行い、体験コーナーとして「モルック」もありました。当日は暑い中でしたが選手 96 名、関係者 28 名、合計 124 名の方が参加してください、競技を楽しんでおられました。



### 「宇美商業高等学校」

課題研究を通して生徒たちは、気付いたことを以下のように記入しました。

- 今までで一番多くの高齢者と関わることができ貴重な体験だと思った。
- イベントに多くの参加者があり、認知症についての理解が深まると感じたし、自分でもこの福祉を選択していなかったら、認知症を知らないまま理解していたと思うからこれからのことを考えると認知症について学んで良かったと思いました。



## 「原田小学校」

本年度、赤い羽根共同募金助成金事業として、多大な助成をいただきましたことを、厚く御礼申し上げます。子どもたちが地域の「ひと・もの・こと」とふれ合い、ともに活動する中で、地域を知り、地域を愛し、地域を誇りに思う心が育っています。

今年度は、児童の教育活動を工夫しながら、地域の方とともに様々な活動を実施することができました。原田小学校が目指す「非認知能力の育成」に向けて充実した教育活動を図ることができました。

ご支援いただいた地域の方々との交流活動、栽培活動や福祉体験での人との交流を通してあたたかくやさしい心を育むことができました。

これらの活動に助成金を有効に活用でき、子どもたちの成長につなげることができましたこと心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。



## 「宇美町文化協会」

赤い羽根共同募金の助成金をいただきありがとうございました。助成金は、子どもたちのための夏休み体験学習、また、盆踊り講習会に使わせていただきました。今後も子どもたちのため、町民のために今後も、色々な体験講座を開催していきたいと思っています。ありがとうございました。





社会福祉法人 宇美町社会福祉協議会

糟屋郡宇美町宇美2丁目1-11 老人福祉センターくすの杜 内  
TEL 931-1008 FAX 931-1009  
メールアドレス [umi-shakyo@lily.ocn.ne.jp](mailto:umi-shakyo@lily.ocn.ne.jp)